

都市整備局 関係



1. 都市計画マスタープラン（素案）にのっとり市街化調整区域における開発許可については50戸連たん方式および市長判断における開発許可等を至急見直すこと。

【回答】 岡山市都市計画マスタープランが成案となり、岡山市の都市づくりの全体構想が確定する中で、マスタープランとの整合を図りながら開発許可制度のうち、いわゆる50戸連たんなどについては運用の見直しを検討していきたいと考えております。 [開発指導課]

2. 進展が見られない環境基準値を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土を撤去させること。建設残土規制法（仮称）制定を国及び国会議員に強く求めること。

【回答】 残土の撤去については、今後も関係機関と連携しながら、現地での改善指導を粘り強く取り組んでいきたいと考えております。

また、「残土処分行為等の規制に関する法律」の立法化に向けて、全国市長会を通じて、また、市独自でも国へ働きかけていきたいと考えております。 [開発指導課]

3. 操車場跡地はチボリパークとしての特殊公園指定を解除すること。市民の健康、文化の拠点となる防災公園として活用すること。

【回答】 岡山操車場跡地につきましては、全体のコンセプトを「人々が関わることで育まれる都市の森」とし、跡地全体を「総合福祉ゾーン」「交流・防災拠点ゾーン」「生活支援ゾーン」の3つのゾーンと、その中を7つのエリアに区分し整備していくこととした基本構想を昨年9月に策定したところで、「交流・防災拠点ゾーン」については、多くの市民の方に愛され、利用していただくことを基本とし、さらに広域からも訪れていただけるような魅力ある交流空間とするとともに、大規模災害時には、広域避難地や救援・復旧の活動拠点となる防災拠点としての整備を考えております。

また、操車場跡地は特殊公園に都市計画決定されておりますが、現在、基本構想に基づき、

より具体の導入機能、施設整備内容などをとりまとめる「基本計画」の策定作業に着手しており、今後、具体の施設配置等を検討していく中で、都市計画公園の変更についても検討していきたいと考えております。 [企画局]

4. 各地域性に配慮した既存路線バスの見直し、低床化を進めること。

【回答】 岡山市においては、「岡山市都市ビジョン」の実現を都市交通の観点から進めるために、短期・中期に戦略的に取り組む交通施策について岡山市都市交通戦略として、平成21年10月にとりまとめその推進に努めているところであります。都市交通戦略では、都心と地域拠点との連携軸の強化を戦略目標の一つとし、自動車から公共交通への利用転換を目指すため、公共交通の利便性向上施策として、バスのサービス水準の向上を推進することとしております。その中で低床車両の増強について、バス事業者が主体となって実施することと位置づけておりますが、本市の低床バスの導入状況は全国的にも進んでいる状況とは言えず、岡山市としても事業者に継続的に働きかけていきたいと考えております。 [街路交通課]

5. デマンドタクシー・コミュニティーバス等の交通弱者対策を進めること。

【回答】 岡山市としては、交通不便地域における生活交通確保は、重要な課題であると認識しております。今後、御津、建部、足守における検討を踏まえながら、地域と一体となった持続的な生活交通確保方策について検討していきたいと考えております。 [街路交通課]

6. 地域振興と一体的に吉備線LRT化を検討すること。

【回答】 吉備線のLRT化については、現在、JR西日本と実務的・技術的な検討を進めているところであります。また、「おかやま都市交通戦略連携会議」における議論において、岡山商工会議所が旗振り役となって沿線関係者等との間で吉備線LRT化を活かしたまちづくりに関する検討会議が発足される運びとなっているところであり、こうした検討とも十分連携し地域と一体となった吉備線LRT化を検討していきたいと考えております。 [街路交通課]

7. 市街地の回遊性を考慮し、環境にやさしい交通手段等を組み合わせた総合交通対策を計画し、実施すること。そのために市民ニーズの調査等を行い計画に活かすこと。

【回答】 平成21年10月に策定した岡山市都市交通戦略では、公共交通と自転車を中心とした人と環境にやさしい総合交通体系をめざしており、現在その推進に努めているところであります。

更に、都市交通戦略の推進母体として、本市と岡山商工会議所とで「おかやま都市交通戦略連携会議」を組織し、公正で中立的な立場からの議論を進めており、その中で各界各層との対話・意見交換を行いつつ、各種施策について議論、実践していくこととしております。

[街路交通課]

8. 砂川・笹が瀬川・足守川の改修・浚渫をすること。

【回答】 岡山市としても、砂川・笹ヶ瀬川・足守川の改修の必要性については十分認識しており、国、県に対し改修事業の促進を要望しております。また、砂川、足守川については、流

域の関係市と、笹ヶ瀬川については地元連合町内会と協力しながら関係機関に対し、改修事業の促進を強く働きかけているところであります。

昨年9月の台風での状況を踏まえ、改修事業に先がけ、流下能力確保のための浚渫や越水箇所
の堤防嵩上げといった応急対策を早急に行うよう河川管理者である県に対し強く要望して
おります。 [河川港湾課]

9. 市営住宅は住宅困窮者が急増していることから老朽住宅の建て替えを急ぐとともに新設を
ふくむ計画に見直し、なかでも高齢者・障害者向けの計画戸数を増やすこと。全体の戸数増を
確保すること。

【回答】 岡山市では、平成19年度策定の「岡山市住宅基本計画」及び「岡山市営住宅スト
ック総合活用計画」に基づいて、市営住宅の建て替えに向けた取り組みを行っております。

現在、さくら住座・門田白鳥住座の建替・再整備を鋭意進めているところであり、その中で、
バリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れるなど、高齢者や障がい者の方にとっても、
安全・安心で暮らしやすい住戸の実現を目指しているところであります。

また、上記の計画に基づき、高齢者向けの地域優良賃貸住宅等市民住宅を含め市営住宅の現
有戸数を維持し、他の施策と組み合わせて、住のセーフティーネット機能のサービスレベル維
持及び強化を図っていくこととしておりますので、ご理解をお願いします。 [住宅課]

10. 駅駐輪場をJRの附置義務とする法改正を国に求めること。

【回答】 駅の駐輪場は鉄道事業者が整備すべきという観点から、全国自転車問題自治体連絡
協議会を通じて、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
の改正を国に対して要望を行っているところであります。今後も引き続き、国に対し法改正を
働きかけていきたいと考えております。 [街路交通課]

11. 街中の駐輪場確保をすること。

【回答】 自転車対策を総合的に行うための実行戦略について、今年度中の策定をめざして検
討を進めておりますが、その中で、街なかにおける違法駐輪対策などについても検討すること
としております。

また、短時間の駐輪の場合、目的地の近くに自転車を放置する傾向にあることから、駐輪の
整序化を図るため、多頻度に小規模な駐輪施設等を設置する取組を試行的に実施するべく検討
をすすめております。 [街路交通課]

12. (都)弓之町一浦安南町線の桜橋下流の旭川右岸との連携を踏まえた実効ある整備計画
を作り施工すること。

【回答】 現在、桜橋下流では中環状線の一部となる(都)下中野平井線(旭川工区)の整備を
行っており、当面はこの事業の早期完成を目指し、事業促進に努めていきたいと考えておりま
す。

なお、(都)弓之町浦安南町線の桜橋下流の区間については、現在整備の予定は立っておりま
せんが、整備に際しては旭川の改修計画との整合も図りながら実施していきたいと考えており

ます。

[道路計画課]

1 3. 桜橋に自転車・歩行者専用道路を併設すること。

【回答】 桜橋に自転車・歩行者専用道路を併設する予定はありません。

桜橋には、車道と分離された自転車歩行者道が設置されていないため、十分とは言えませんが、自転車・歩行者については、車両への注意喚起として着色している路肩部分を通行していただきたいと考えております。

[道路計画課]

1 4. 市施行の区画整理事業は見合わせるとともに、区画整理事業は公正・公平に行うこと。

【回答】 都市ビジョンに沿った都市づくりとして、事業の必要性、有効性及び費用対効果などを十分検討し、真に必要な事業かどうかを見極めた上で、進めていく必要があると考えております。

また、実施にあたっては事業内容が個人の財産に関わることであり、土地の負担や開発利益の享受を公正・公平に行なうことを念頭に置いて実施していきたいと考えております。

[区画整理課]

1 5. 市は耐震補強工事の補助制度増額を拡充するとともに、同制度の活用を推進し、想定される東海・東南海・南海地震での家屋倒壊・損壊による被害を最小限に食い止めるよう本気で取り組むこと。住宅密集地の老朽空き住宅の撤去補助をすること。

【回答】 耐震診断及び耐震改修工事に対する補助制度の拡充については、厳しい財政状況のなか平成23年度、東日本大震災を受け拡充を行っているところであります。

平成24年度につきましても同制度が積極的に活用されるよう検討するとともに、耐震化の重要性について、今後とも引き続き市民の皆様への啓発を進めていきたいと考えております。

住宅密集地の老朽空き住宅の撤去費用の補助については、今後とも引き続き国や他都市の動向を注視していきたいと考えております。

[建築指導課]

1 6. 補助制度創設を含め、ドッグランの設置を推進すること。

【保健福祉局関係の27で回答】

[保健管理課]

1 7. 東西両中島地区は住民参加で街づくりの計画をつくること。

【回答】 東西中島地区については、都市計画公園として決定しておりますが、今後、河川整備計画との整合を図りながら、土地利用のあり方を検討していく必要があることは認識しており、引き続き地元の意向や土地利用の動向等を注視していきたいと考えております。

[都市計画課]

1 8. 道路整備・管理などの地元要望に対し対応が追いついていない現状を改善し、迅速かつ丁寧な対応・施工を図ること。

【回答】 道路整備・管理などに関する地元要望に対しては、迅速に対応できるよう、本庁と区役所の連携を図りながら、効率的・効果的な道路整備・管理に努めていきたいと考えており

19. 住宅リフォーム助成制度を継続・拡充すること。

【回答】 岡山市では、本年度、緊急経済対策の一環として市内産業の活性化及び市民の住環境の向上に寄与するため、住宅リフォーム助成事業に取り組んでいるところであります。

ご要望の継続・拡充につきましては、あくまでも本年度限りの緊急経済対策として取り組んでおりますので、ご理解をお願いします。 [住宅課]

下水道局 関係

1. 広大かつ平坦地の多い岡山市の特性に沿った、公共下水道のみに頼らない、汚水処理率に着目した汚水処理計画に見直すこと。そのため、合併浄化槽の取り扱い事務を環境局から下水道局へ移管し、下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう早急に協議し実行すること。移管後は市としての合併浄化槽補助率、補助額を増やし、汚水処理対策を飛躍的に前進させること。

【回答】 岡山市の汚水処理における下水道整備については、合併処理浄化槽等と適切な役割分担を基本とし、全体計画の見直しを進めるとともに、現在は具体的な下水道施設配置の再検討を行っているところであり、今後下水道と合併処理浄化槽等を合わせた汚水処理人口普及率の向上に一層取り組んでいきたいと考えております。

また、合併処理浄化槽の取り扱いについては、より一体的な汚水処理対策ができるよう環境局と協議を進め、連携を密にして取り組んでいきたいと考えております。 [下水道経営計画課]

2. 下水道事業が企業会計に移行されたが、利用者の負担増で収支改善を図ることがないようにすること。そのため、一般会計からの繰り入れはこれまで通り行うこと。

3. 全国ワーストクラスの下水道使用料を技術の改善はもとより一般会計からの繰り入れも含めた対策により、引き下げる努力をすること。

【2、3一括回答】 一般会計からの繰入に関しては財政局と下水道局とで協議を行っており、厳しい財政状況の下、一般会計と下水道事業会計（利用者負担）における適切な負担のあり方について慎重に対応していきたいと考えております。

また、新たな接続促進施策の展開による下水道使用料の収入増大や建設事業・維持管理の効率化に努め、下水道サービスを安定的に提供していきたいと考えております。

[下水道経営計画課]

4. 浸水被害を出さないよう内水害対策をさらに積極的に推進すること。

【回答】 浸水対策については、近年は浦安地区、田中地区の整備を始めとして、現在は北長

瀬地区の整備に取り組んでいるところであり、昨年9月の台風により、広く浸水被害が発生しており、今後も浸水被害を低減させるよう順次取り組んでいきたいと考えております。

[下水道経営計画課]

5. 引き続き不明水対策に取り組むとともに、不明水による処理費の過払い（児島湖流域下水道）を発生させないようにすること。

【回答】 不明水の発生要因は、施設の老朽化に伴う腐食などにより人孔、取付柵、取付管、下水本管の継手部等が破損したり、ずれたりすることによって生じるものと考えております。引き続き、不良箇所を捕捉するためのカメラ調査を実施しており、随時修繕を行っております。

あわせて、「旭西処理区管きよ改築事業」として、改良工事（取付管布設替・本管内面補修）に着手しており、順次進めていきたいと考えております。

また、不明水緊急対策として、侵入水量が多い幹線管路区域の絞り込み調査を今年度完了し、対策を講じていきたいと考えております。

今後も引き続き不明水の減少に努めていきたいと考えております。

なお、合流改善事業完了後には、施設の適切な運転管理により、雨天時の児島湖流域浄化センターへの送水改善も図りたいと考えております。

[保全課]

6. 民間通信施設が普及し、不要感が著しく増大しているとともに市費の無駄遣いとなっている今日、早急に下水道光ファイバーの廃止を決定すること。

【回答】 下水道光ファイバーは、下水道施設の高度管理用（遠方監視制御及び監視カメラ映像の伝送等）のみならず市内LANや岡山市インターネット向け接続回線などの基幹的施設として利用されており、また一部民間への心線貸出も行っているところであります。

したがって今後の光ファイバーネットワークの方向性については、既存のネットワークを含めて、全庁的な観点からの判断も必要であり、維持管理費用、耐用年数や廃止に伴う補助金の返還、さらに民間通信施設との比較などについて、企画局と協議しながら総合的に検討していきたいと考えております。

[西部建設課]

7. 完成した公共下水道が接続されないのではその費用対効果が薄まるため、無利子の貸付制度を作るなど施策を講じ、水洗化を促進すること。

【回答】 下水道への接続を促進するための施策として、戸別訪問の強化や市役所1階市民ホールや市内商業施設で下水道PR展の開催、市民のひろばへ特集記事を掲載するなど市民の皆様へ下水道に対する理解を深めていただくとともに、協力をお願いするなど様々な活動を実施しております。

岡山市では、民間金融機関の金利低下等の理由から平成15年度に貸付制度を廃止しましたが、市民の要望や他都市の状況等調査・研究し、支援制度を検討しているところであります。

[営業経理課]

水道局 関係

1. 大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度を再構築すること。

【回答】 個別需給給水契約制度は、大口需要者の水需要意識を刺激し、供給能力の範囲内で使用水量の増加を促す料金制度であり、水道事業の安定経営に大きな役割を果たすものであると考えております。

なお、湯水などの非常時には、調整水量を提示して水道の使用量を抑制することを求める制度となっております。

低所得者への減免制度については、水道事業は受益者負担が原則であり、福祉政策的措置はなじまないという判断で実施しておりません。

2. 苫田ダムを前提とした県広域水道企業団からの受水を減らすこと。企画局とともに、岡山県広域水道企業団の供給条例の変更を求めること。

【回答】 需給計画に基づき、吉井川水系の水源として県広域水道企業団から必要水量に限り受水しており、必要量を超えて受水することはありません。

したがって、県広域水道企業団に供給条例の変更を求めることは考えておりません。

3. 「節水で築く市民ダム」の考え方に立ち、水は有限であるとの認識のもと、節水・有効利用などの啓発を強化すること。

【回答】 水資源の大切さを常に市民のみなさまに訴え、理解していただくことは重要であると認識しております。そのため、毎年6月の水道週間等を通じての啓発活動、水道局ホームページに節水記事を掲載するなど各種広報活動を行っているところであります。

今後とも、市民のみなさまが節水に関心を寄せていただけるよう、啓発に努めていきたいと考えております。

4. 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。

【回答】 漏水対策については、漏水防止事業計画に基づき、過去の漏水発生件数等を考慮したうえで、計画的かつ効果的な漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見に努めていきたいと考えております。

漏水箇所の早期発見及び修繕は、有収率向上に欠かせないものと考えております。

5. 身近な水源の保全につとめること。

【回答】 休止している浄水場については、災害発生時に利用することを想定し、施設の保全をしております。

6. 工業用水の使用実態に合わせて上水道への転用を検討すること。

【回答】 工業用水道事業における需給計画に基づき、必要となる水量を確保しており、転用

できる水量はありません。

7. 石綿管・鉛管など老朽管の取り換えを計画的に行うこと。アスベスト対策を含め、早急な対応をすること。

【回答】 石綿管及び鉛管など老朽管の取替えについては、それぞれ解消計画を策定し、石綿管は平成26年度末、鉛管は平成28年度末で取替えを終える予定としております。

アスベストについては、対策が必要な施設のうち、これまで9施設で除去工事を行い、1施設で除去工事中であります。残りの1施設については、施設の更新計画とあわせて除去の検討を行っております。

8. 管工事組合及び参加企業の入札に対し指導監督をすること。

【回答】 管工事組合及び参加企業を含め、入札参加有資格者名簿に登載されたすべての業者に対し、入札契約制度に係る関係法令等を遵守するよう周知を図るとともに、不正があった場合には、岡山市水道局指名停止基準により入札に参加させないなど、厳正な措置をとっております。

9. 水道サービス公社の廃止にともなって、浄水設備の維持・管理に支障のないよう体制をとること。

【回答】 これまで公社に委託していた浄水設備及び出先施設の維持管理業務は局直営業務と位置づけ、再任用職員等の活用により従来と同様の体制を維持していきたいと考えております。また、その他の民間の活用も図れる業務については、民間委託も含めて、十分な指導体制のもと、水道水の安定供給に支障が無い体制としていきたいと考えております。

消防局 関係

1. 岡山市国民保護協議会条例に基づく、武力攻撃事態を想定した訓練には参加しないこと。なお市民を強制的に参加させないこと。

【回答】 国民保護計画に伴い、平成20年度に国・県・他市と合同で訓練を行っております。その中で、市町村の役割は住民への情報提供及び救急救助活動や避難誘導であることから、地域の代表の方々にはご理解をいただいたうえで避難訓練に参加していただきました。

なお、今後ともご要望のとおり強制的な参加要請は行いません。 [防災管理課]

2. 東海・東南海・南海地震の被害想定に基づき、防災対策を見直し実態に即した対策を速やかに取ること。

①被害想定等の情報を市民に早急に知らせるために、現状の被害想定マップを全戸配布する

こと。

【回答】 現在、地域防災計画の見直しを行っており、地震規模等も大きく変わることから、被害想定も大規模なものとなります。

また、避難所についても災害種別ごとに見直しを行っているため災害種別によっては避難所として使用できないことも想定されますので、市民に誤解を与えないよう、説明していきたいと考えております。 [防災管理課]

②自主防災組織充実のために、予算をつけること。

【回答】 現在の課題としては、自主防災組織率の向上とレベルアップ及び、自助・共助による助け合いの精神の確立が必要であると考えております。このため、先般、安全・安心ネットワーク連絡協議会に新しく設置された防災専門部会と連携を取りながら、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域に密着した事業費等は継続して確保したいと考えております。 [予防課]

3. 整備指針に基づく適正な職員の配置をすること。夜間4人体制の出張所の改善を早急に行うこと。

【回答】 現在は、職員一人ひとりの資質の向上を図り市民の安全・安心の確保に努めておりますが、夜間4人体制については、中期採用計画を策定する中で改善に努めていきたいと考えております。 [消防企画総務課]

4. 耐震構造になっていない消防署所の建て替え計画をつくり、早期に改善すること。分団機庫の整備・建て替え（26機庫）は用地確保も含めて市の責任で計画的に行うこと。

【回答】 中消防署は、23年度から運用開始しました。北消防署今出張所は、現在建設中で24年度から運用開始予定です。また、東消防署等他の署所の耐震化についても、適正配置計画に基づき整理のできたところから、逐次耐震化整備をしていきます。

消防団機庫の建て替えについては、詰所がなく老朽化しているもののうち、地元の協力を得ながら、用地が確保できたものから順次建て替えていきます。 [消防企画総務課]

5. 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を高めること。女性職員への配慮をすること。

【回答】 消防組織法に定められる消防職員委員会は、職員から提出された意見を審議し消防長に適正な意見を述べ消防業務全般の円滑な運営を行っているところであります。

なお「意見取りまとめ者」が職員から提出された意見をとりまとめ、年1回開催される委員会に提出し、審議された結果は、全消防職員に対し周知徹底するものとしております。女性職員についても、消防職員委員会等での意見でも取り上げられており、職場環境の整備、充実等に努力をしております。 [消防企画総務課]

6. 消防団員の処遇改善をすすめること。新団員の育成に努めること。

【回答】 消防団員の処遇改善については、消防団活性化委員会の中で順次進めております。

また、入団する若い消防団員は、団活動の中で教養訓練を実施し育成に努めております。

[消防企画総務課]

7. 液状化被害と津波被害が指摘されている岡南飛行場に配置している「防災ヘリコプター」の格納庫は移転して、初動調査などの活動リスクを減らすこと。

【回答】 液状化及び津波被害以外にも同時発生が予想される橋梁の倒壊、山崩れ、がけ崩れなどが考えられ、隊員の参集を考慮して現在の場所を駐機場所と定めております。 [警防課]

8. 消火栓の定期点検と周辺の駐停車禁止を啓発すること。

【回答】 定期的に地水利調査を行うことで消火栓の把握に努めております。また、消防車両に積載している住宅地図に消火栓位置及び使用可能な水利を記載しております。

町内会主催の消火器取り扱い訓練、避難訓練等の際には、防火講話の中で消火栓周辺の駐停車禁止等について啓発活動をおこなっております。 [警防課]

9. 防災計画に基づき市中心部の防災空地・避難所を市が責任をもって確保するため、深柢小学校跡地の活用を前提とすること。

【回答】 東日本大震災の被害を教訓に、市有施設を始めとし、県や民間の施設等を含め地震や津波など災害種別に適した避難所等を確保すべき作業を行っております。

ご要望の旧深柢小学校跡地については、現在跡地活用の協議を進めている学校法人との間で防災協定締結に関する覚書を結び、現在の跡地が有する避難場所としての機能の低下を招かないようにすることとしておりますが、万が一の災害時に十分活用できるよう、関係部署と連携しながら対応していきたいと考えております。 [防災管理課]

10. 防火査察率70%台を維持すること。

【回答】 平成23年度は70～80パーセントを見込んでおり、平成24年度についても他の業務との整合性を図りながら、70パーセント台維持を目指し努力していきたいと考えております。 [予防課]

11. 防災計画の土砂災害への対応を産廃・残土・中間中継所まで拡大して検討すること。

【回答】 土砂災害への対応は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する上で、大変重要なことと認識しております。今後、産廃・残土等の事象については、危機管理という観点から関係局と協議していきたいと考えております。 [防災管理課]

12. 備蓄品の配備計画を実態に合わせて見直すこと。

【回答】 地域防災計画の見直しのなかで、備蓄物資についても検討しておりますが、特に東日本大震災では流通備蓄の脆弱性が明らかになったことから、今後の備蓄品の配備は備蓄量及び品目の増強と共に保存期間や保管の管理、備蓄場所のあり方など実態に即した配備計画に見直したいと考えております。 [防災管理課]